

公認ディレクター規則

2004年5月改訂

2010年6月改訂

2011年1月改訂

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（略称：J C B L）が公認する競技会を司るディレクターの資格と認定方法を定める。

(資格の種類)

第2条 公認ディレクターの種類を次の通りとする。

- 1) クラブディレクター
 - 2) セクショナルディレクター
 - 3) ナショナルディレクター
2. 各ディレクターには技能レベルと達成能力に応じて2つ以上のランクを設けることができる。

(必要な技能)

第3条 公認ディレクターの資格ごとに必要な技能は概略、次の通りとする。

- 1) クラブディレクター
ボードの配置などのゲーム運営の基本とスコアの算出（必要ならパソコンの操作の初歩を含む）、ブリッジ規則の理解とその適用（状況把握と裁定能力）、スコア調整の基本
- 2) セクショナルディレクター
複数セッション・ゲーム運営の基本、ブリッジ規則の適用とスコア調整の高度な能力、パソコンの操作
- 3) ナショナルディレクター
上述の各技能についての高度な達成能力

(技能の認定)

第4条 公認ディレクターの技能の認定は、技能レベルと達成能力について次の通り行う。

- 1) クラブディレクター
J C B L 競技委員会が主催するクラブディレクター認定試験に合格すること
- 2) セクショナルディレクター
次の各号の条件を満たすこと
 - ・ J C B L 会員／会友であること
 - ・ クラブディレクター資格を有すること
 - ・ セクショナルディレクターの下で4セッション以上の J C B L 公認競技会のディレクターを担当し、その実務能力の確認を受けること
- 3) ナショナルディレクター
次の各号の条件を満たすこと
 - ・ J C B L 会員／会友であること
 - ・ セクショナルディレクターの資格を有すること
 - ・ ナショナルディレクター資格試験（筆記及び実習）を受験し合格するか、またはナショナルディレクターの下でナショナル競技会のディレクターを担当し、その実務能力の確認を受けること

(資格の取得)

第5条 J C B L 競技委員会は以下の資格証を発行する。

1) クラブディレクター

J C B L 競技委員会はクラブディレクター認定試験合格者に対して資格証を発行する。

2) セクショナルディレクター

第4条の規定によりセクショナル・ディレクターの技能の認定を受けた者は、J C B L 競技委員会に規定のセクショナルディレクターからの推薦書を提出する。J C B L 競技委員会は審査の後、資格認定者に対して資格証を発行する。

3) ナショナルディレクター

第4条の規定によりナショナルディレクターの技能の認定を受けた者は、J C B L 競技委員会に規定のナショナルディレクターからの推薦書を提出する。J C B L 競技委員会は審査の後、資格認定者に対して資格証を発行する。

(資格取得者)

第6条 公認ディレクターは、原則として各々の資格に応じて、ランク別競技会の主任ディレクターを担当できる。

1) クラブディレクター

ローカルゲームまでの競技会。但し、ウィークリークラス3までのゲーム運営にはディレクター資格を要さない。

2) セクショナルディレクター

リジョナルゲームまでの競技会

3) ナショナルディレクター

ナショナルゲームまでの競技会

2. 地方開催の競技会については、ナショナルゲームであってもセクショナルディレクター（小規模な場合はクラブディレクター）が担当することが出来る。

(資格の期限)

第7条 公認ディレクターは、この資格に応じて期限を設ける。

1) クラブディレクター、セクショナルディレクター

期限を設けない。

2) ナショナルディレクター

資格取得から7年間とする。期限2年前から期限までの間にナショナルディレクター資格試験を受験し、合格した場合は期限を7年間延長する。

(資格の取消)

第8条 公認ディレクターに次の項目の何れかに該当する行為があったときには、J C B L 競技委員長はディレクターの資格を取り消すことができる。

1) J C B L の名誉を傷つけ、或いは J C B L の目的に反する行為があったとき

2) 競技会運営上、重大な過失があったとき

3) J C B L の会員、会友の資格を失ったとき（セクショナルディレクター、ナショナルディレクター）

付則

1. 本規則は、2004年5月1日を以って発効し、旧規則は失効する。